

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(2020年4月1日)

現 行	変 更 後
<p>Ⅲ クーリング・オフ期間経過後の契約の解除 クーリング・オフ期間経過後は、電話または書面による意思表示で解除することができます。 なお、投資顧問契約を解除するとシストレ24取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。 お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結しました。</p> <p>第1条～第6条 （省 略）</p> <p>（契約書の事項の変更）</p> <p>第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、変更することがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知いたします。</p> <p>2～3 （省 略）</p> <p>第8条～第10条 （省 略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年2月3日</u></p>	<p>Ⅲ クーリング・オフ期間経過後の契約の解除 クーリング・オフ期間経過後は、電話または書面による意思表示で解除することができます。 なお、投資顧問契約を解除するとシストレ24取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。 お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結しました。</p> <p>第1条～第6条 （現行どおり）</p> <p>（契約書の事項の変更）</p> <p>第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更することがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知いたします。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p>第8条～第10条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日</u></p>